

## 第27回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

- 1 日 時 平成29年8月25日（金） 午後2時00分から午後3時30分まで
- 2 場 所 秋田市役所 5階 第二委員会室
- 3 次 第
  - 1 開会
  - 2 部会長あいさつ
  - 3 議 事
    - (1) 議案第1号 秋田市屋外広告物条例の一部改正の調査および審議  
(発電用風力設備（禁止物件）の制限内容の明確化について)
    - (2) 議案第2号 景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議  
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)  
\*平成26年度承認済み歴史的建造物の再協議（未着手物件）
  - 4 その他
    - (1) 秋田市屋外広告物条例の一部改正（安全点検義務化）の概要（報告）
  - 5 閉会
- 4 出席委員 恒松 良純 委員  
澤田 享 委員  
照井 丈大 委員  
樋渡 博子 委員  
今野 敬二 委員（代理出席者 田口 和弘）  
半田 和彦 委員  
渡部 高明 委員 以上7名
- 5 欠席委員 高井 志津子 委員  
鈴木 亮 委員  
瓜田 智哉 委員 以上3名
- 6 事務局出席者 後藤都市計画課長  
児玉都市計画課副参事  
三浦都市環境担当主査  
菊地都市環境担当技師

司会 本日の会議は、3名の委員が欠席しているが、半数以上の委員が出席しているため、秋田市景観形成専門部会設置規程第3条第2項の規定により本会議は成立していることを報告する。

[議事録署名委員の指名]

司会 はじめに議事録署名委員2名の指名をお願いします。

部会長 議事録署名委員2名については、半田委員と渡部委員をお願いします。

半田委員 ～了承～

渡部委員 ～了承～

### 3 議事

#### (1) 議案第1号 秋田市屋外広告物条例の一部改正の調査および審議 (発電用風力設備(禁止物件)の制限内容の明確化について)

事務局 [議事資料(議案第1号)について説明]

部会長 事務局からの説明に対し、意見、質問等をお願いします。

委員 風車は、おそらく海岸線の市町村にたくさんあると思われるが、能代市、男鹿市、秋田市、由利本荘市およびにかほ市など、各市町村ごとで見方や制限は異なるのか。

それとも、どこの市町村も制限はないが、北海道の例も考えながら、これからはナセルの部分に関しては認めてもいいという様に、秋田市が先駆け的に取り組んでいくということか。

事務局からの説明で、同じ地域だが市町村の違いで、風車の扱い方が異なり、不公平だという意見があるということから、教えてほしい。

事務局 秋田市以外の沿岸の市町村では、秋田県条例が適用されている。秋田県条例では、風車は、禁止物件になっていないことから、表示可能となっている。

委員 現状として広告が入っているのか。

事務局 入っている。

委員 それは、設置者の社名などが入っているものなのか。

事務局 自社の社名やロゴマークといった内容になっている。

委員                    そうすると、秋田市以外は全て秋田県条例に沿っていて、ナセル部分に社名などが入っている。しかし、秋田市は禁止している。そこで、整合性がとれなくなっているため、いろいろなことも含めて、秋田県と歩調を合わせて規制していくということによいか。

事務局                    そのとおりである。

事務局                    秋田市以外の沿岸部は、全て秋田県条例が適用されており、禁止物件としていない。しかし、秋田市は条例施行時に、風致の維持等を考慮して禁止物件としていた。今回の改正では不公平な取扱いがあるため、景観に及ぼす影響が一番大きい風車の柱部分のみを禁止物件としようとする改正である。

委員                    他都市は風車の柱部分にも広告を表示しているのか。

事務局                    秋田県内では風車の柱部分には、広告は表示されていない。しかし、今後、柱部分が、広告を表示する良いスペースだと気づいた広告主が、広告を柱部分に表示しようとする、県と同様の制限内容では、除外することができなくなる。そのため、そういうことを想定し、秋田市では柱部分を守るべきと考え、柱部分に限定し禁止としている。

事務局                    例えば、スクリーンに映したように、風車の柱部分に文字や社名などが大きく入ると、人の目を引いてしまい、景観に与える影響が大きい。そのため、柱部分の制限は残したいと考えている。

委員                    逆説的な見方をすると、他地域では風車の柱部分に広告を表示していて、秋田県条例の中では、柱部分に広告を表示することを、禁止できない状態であると気づいた秋田市が、先に柱部分は禁止としナセル部分に関しては認めるとすることで、他都市に波及する可能性もあるということか。

事務局                    そのとおりである。

事務局                    自社の名前ということで、限定するような言い方をさせてもらっているが、北海道にいくと、商業用の表示もある。秋田市の場合は、商業広告は高さ15m以下にしなければならないと、許可基準で決まっているため、ナセル部分は50m以上の高さにあることから、商業広告は許可できないものとなっている。景観に配慮し、商業広告は、これまで通り表示させない方針である。

委員                    今回の改正で、他都市が認めている風車の柱部分の広告表示を、秋田市は防げるが、秋田県条例では防げないということから、秋田市以外の都市で柱部分の広告表示が増えていくと、各都市によって不都合が生じ、秋田市も同様に行っていくべきという議論が生じないか。  
また、風車の色を緑やピンクにしたいという話があったらどうするか。

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>色彩に関しては、景観法の届出によりマンセル値表示で彩度を5以下にしなければならないとして、規制している。</p> <p>また、風車の事業者に聞き取りをしたところ、周囲の景観に調和し、もしくは背景の空の色に調和した色ということで、白色や灰色にするケースが多く、景観への配慮から奇抜な色にはしないようにしていると伺っている。</p> <p>また、秋田市は地域の特性に応じて条例を定めることができるので、周りの都市で柱に広告を表示するようになってきたとしても、景観行政団体として秋田市では守っていくべきものであると考えている。</p> <p>もう一点として、国では東京オリンピックまでに、景観計画未策定の都市を対象に景観計画の策定を推進する施策を進めている。秋田県内では、秋田市と横手市が景観計画を策定しており、他の市町村も景観計画の策定を検討している。ほかの市町村が秋田市に近づくかは分からないが、景観に関する取組が進んでいくのではないかと考えている。</p> |
| 委員  | <p>色味を抑えても、あまりいいものではないと個人的には思う。ただ、商業広告の収入というのは事業者にはかからないのか。秋田市に還元はあるのか。</p> <p>また、なぜ羽根部分を省いていないのか。バードストライク対策の着色がされる点と矛盾するのではないか。</p>  |
| 事務局 | <p>羽根部分に関してだが、羽根一つあたり5トンほどの重さがあるが、羽根のバランスは数グラム単位で設計されていて、少しでも狂うと偏心などでうまく回らなくなり、故障の原因になってしまう。施工業者側もそういったリスクを背負ってまで羽根部分に表示は行わないと聞き取りしている。また、バードストライクでの着色については、あらかじめ工場でバランスを考慮し構造設計を行っているという聞き取りしている。また、施工業者からバードストライク対策の着色に関しても、費用等の観点から実施することが少ないものであると聞いている。</p>  |
| 委員  | <p>条例案としては、今回思案しないが、普通に考えれば羽根部分に広告の表示はしないということでよいか。</p>   |
| 事務局 | <p>そのとおりである。</p> <p>また、持ち主に収益がいくのではないかとこの点については、もともと商業広告は認められないため、収益に関しては考慮していない。</p>   |
| 部会長 | <p>商業広告に関しては、現行の条例で15m以上の高さの部分には表示できないため、ナセル部分は70mくらいの高さであることから、商業広告は表示できないため、その部分に関しては大丈夫だろう。</p>  |
| 委員  | <p>根本的なことだが、今後、秋田市では数十基の風車の設置予定があるようだが、風車本体の設置を制限できないということが、市民感情からすると不思議ではない。多くの市民が風車は秋田の景観になじまないと思っているのではないのか。電力のためだということは分かるのだが、あれだけ並んでしまうと景観的にはいかがなものか。制限することは考えられないか。</p>   |

事務局 そうした意見もあると思うが、国の再生可能エネルギーの促進などもあり、難しいところである。風車を規制するには、一定の地区制限や法律の改正等が必要となってくるので、そうした施策の検討が必要と考えている。

委員 私は賛成である。景観の観点からすると、風力発電設備がどんどん増えていき、自然に合わないという感情も分かるが、異常気象などを考えると、時代もどんどん変わってきているので、時代に合わせて推移していかなければならないのではないか。風車が数十基どのように設置されるのかは分からないが、環境を守るためには必要なのではないか。

部会長 風力発電設備が設置できるかどうかは、ここでは議論しかねる。

### ～ 議案第1号の承認 ～

部会長 今質問があった中では商業的な利益を得ようとする広告の表示はできない。色の部分に関しても、景観法による大規模行為の届出が必要であることを考えると、ほかで見られないような派手なものはできないのではないかと考える。異常なものがあれば審議会等で議論が行われるものとする。現時点で、疑問に思う点、意見がなければ、この議案については認めていただくということでよいか。

委員一同 はい。(異議なし)

部会長 ありがとうございます。承認されました秋田市屋外広告物条例の一部改正の必要事項の審議については、その旨を部会長に報告いたします。

続いて、本日の2つ目の議題に移ります。

### (2) 議案第2号 景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議 (景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)

事務局 (議事資料(議案第2号)について説明)

事務局からの説明に対し、意見、質問等をお願いします。

委員 張り替え部分の写真を見ると、かなりサビがあるように見える。勾配が緩く見えるが、屋根の勾配はいくつであるのか。勾配が緩い場合、同じ横葺屋根にするとガルバリウム鋼板でも、すぐにサビが発生してしまうのではないか。通常、横葺屋根であれば、屋根の勾配を2寸5分ほどとし、それよりも緩い勾配の屋根であれば、縦葺に葺替えるのが普通ではないか。

事務局 屋根の勾配などについては把握できていなかった。いただいたご意見を申請者に伝えた上で、検討とさせていただきます。

部会長 結果は報告していただけるか。

事務局 建物の構造や、景観に関わる全体的な話であることから、現時点では判断出来ないため、少し時間をいただきたい。

部会長 了解した。

委員 見積りの単価は何かを基準に評価しているのか。

事務局 提出された見積りについては、その妥当性を県の営繕単価や一般財団法人「建設物価調査会」発行の物価版などを用いて評価している。

委員 足場は必要ないのか。

事務局 諸経費に含まれていると考えている。安全性の徹底を指導していく。

委員 この建造物を補修した後は、この建造物を市民へ公開したり、市民が活用することはできるのか。住民に親しまれているといいながら、一般に見ることができないのではないのか。

事務局 現在は、秋田市の文化財マップには掲載されているが、一般に公開するまでには至っていない。公開については申請者に意見として伝えていきたいと思う。

委員 例えば門のところなどに、重要建造物として、秋田市の補助がでていることを表示する看板などを、建てることはできないのか。

事務局 過去に補助金を活用した方に確認した経緯があるが、できれば公開したくないといった意見もあったことから、申請者の意向も伴うため、難しい部分である。

委員 工房とあるが、どういったことを行っている工房なのか。

事務局 陶器を製造する工房である。

委員 伝統的に引き継いでいる工房ではないという認識で間違いはないか。

事務局 そう思われる。

委員 秋田市の保存事業で補修したとしても、そのことを公開したくないというのは納得しない人もいるのではないのか。

事務局 中にはそういった意見もあるため、今後の参考にさせていただきたい。

委員 文化財に携わっている立場からすると、やはり公的資金を投入した場合は、年

に何回か見せるべきであると思う。

事務局 貴重な意見として、参考にさせていただく。

委員 このような保存事業を行ったことは、ほかの形で広報などに載るようになって  
いるか。それとも、一般市民には分からないような状態なのか。

事務局 現在、事業完了後の建造物等について公開はしていない。

委員 景観意識の向上などを考慮すると、よりオープンにしていくべきである。また、  
公的資金を用いて歴史的建造物を保存していくのは良いことであるので、補助  
金に対する意識を変えていくべきではないか。

事務局 貴重な意見として参考にさせていただく。

委員 今までの保存事業に関しても、公開はしていないということか。

事務局 そのとおりである。

部会長 取組み方や広報の仕方は、今後検討していくべき部分であると思う。個人的  
には補助を受けることは恥ずべきことではなく、貴重で守るべき建造物を所有して  
いることに誇りを持っていただきたいと思う。

委員 ホームページがあるのであれば、このような建造物があることなど、積極的に  
公開していくべきである。

事務局 意見のあったとおり、ホームページなどで公開するのも一つの手である。また、  
文化財振興の担当部署との連携を図りながら、可能な限り対応していく。

### ～ 議案第2号の承認 ～

部会長 他に意見がなければ、事前協議の建造物は、補助要件を満たし、事業の行為  
は、補助対象行為の基準に適合するという事でよいか。

はい。(異議なし)

委員一同

部会長 議案第1号についてだが、沿岸部の景観行政団体で、それぞれの市町村レベル  
で工作物に関する色彩基準を持っているのは秋田市だけである。秋田県の方針と  
しては、各自治体に積極的に景観計画を策定してもらうようにする政策を行って  
いる。現在、各自治体は自治体独自の条例をもっていないため、秋田県条例に従  
っているという形になっている。秋田市は中核市であるため、独自の条例をも  
っており、大規模工作物に関しては事前にチェックすることとなっており、より  
厳しいものとなっていたため、景観に影響のない範囲で少し緩和しても良いのでは

ないかという話であったと思う。

議事については以上である。

部会長

#### 4 その他

事務局から報告があるので、説明をお願いします。

司会

(事務局から報告)

事務局

ご意見、ご質問をお願いします。

司会

ないようなので、これをもって本日の景観形成専門部会を終了する。

これは、平成29年8月25日に開催された第27回秋田市景観形成専門部会の議事録である。

議事録署名委員

印

印